



2024年8月

各位

全国生活保護裁判連絡会事務局長 竹下 義樹

(事務局 つくし法律事務所)

全国生活保護裁判連絡会第30回総会・交流会のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私たち全国生活保護裁判連絡会は、1995年に設立された、生活保護利用に関する不服申立や裁判等の支援・研究を通じて権利としての生活保護を実現するために活動する民間団体です。

2020年春以降の「コロナ禍」があたかも過去のこととして語られ始める一方、物価高騰や気候変動はとりわけ低所得者の生活に深刻な打撃を与え、実質賃金の低下は日本社会全体を地盤沈下させ続けています。根深い忌避感情等もあり生活保護利用者は減り続け、中でも母子世帯の減少は加速する一方で、本来「出番」であるはずの生活保護はその役割を十分果たしていません。

全国29地域、31の訴訟団で関わってきた「いのちのとりで裁判」は、各地の地裁での勝訴が続き、ついに17勝11敗となり大幅な「勝ち越し」が確定するだけでなく、高齢加算最高裁判決の判例解説を執筆した岡田幸人東京地裁裁判官自ら国の手法を違法と断じるなど、潮目は完全に変わりました。しかし控訴審判決は画期的な2023年11月30日名古屋高裁判決勝訴を除き不当判決が続き、闘いの場は最高裁に持ち込まれました。

運用面の裁判では、自動車の運行記録提出を義務づけた上さらに保護停止に至った鈴鹿市事件では津地裁で勝訴（控訴）、引取扶養見込なる名目で保護申請を却下した生駒市への国家賠償事件では奈良地裁で勝訴（確定）し、さらには、精神疾患を有する保護利用世帯への住宅扶助特別基準の設定を求めた名古屋市事件でも逆転勝訴（確定）するなど、確実な前進があった一方で、人工透析が必要な外国籍男性の保護申請が却下された千葉市事件では千葉地裁で敗訴となり（控訴審東京高裁判決2024年8月予定）、また、自立就学目的の世帯分離のあり方について司法判断がなされた長洲町事件では福岡高裁でよもやの逆転不当判決（上告）となるなど、引き続き一進一退の攻防が続いています。

生保裁判連は2025年に設立30年を迎えます。来年の30周年特別企画も鋭意進行中ですが、まずは第30回の総会・交流会を、設立の地京都市にて開催します。京都での総会・交流会は設立15周年の2010年に史上初の2日間開催を行って以来になります。盛りだくさんの、密度の濃い内容間違いなしです。

みなさまふるってご参加下さい。

敬具

全国生活保護裁判連絡会第30回総会・交流会開催要領

1 スローガン

生活保護裁判の新たな地平を目指して

2 日時 2024年10月27日（日） 開場:午前9時30分 開会:午前10時～閉会午後4時（予定）

3 会場 花園大学返照館200番教室

〒604-8456 京都府京都市中京区西ノ京壺ノ内町8-1 TEL: 075-811-5181（代表）
アクセス: JR西日本「円町」駅下車徒歩8分、京都市営地下鉄「西大路御池」駅徒歩12分、
京都市営バス「西ノ京馬代町（花園大学前）」停留所徒歩2分

4 参加費・資料代

- 参加費 500円（生活保護利用者は無料です）
- 資料代 1,000円（希望者のみ）

5 プログラム

09:30開場、10:00開会

AM 基調報告（竹下義樹事務局長）

第30回総会特別企画

「生活保護レジェンドが語る生活保護裁判」

- ① 社会保障裁判における生活保護裁判の特徴と到達点（藤原精吾 弁護士）
- ② 北九州における生活保護裁判～「闇の北九州方式」から現在まで（高木健康 弁護士）
- ③ ケースワーカーと生活保護裁判～なぜ私は証言台に立ったか（沼田崇子、元岩手県職員）
- ④ 生活保護の運動を前進させ、裁判を勝利に導くためには（小久保哲郎 弁護士）

PM 分科会 第一分科会 扶養義務「妖怪のごとき扶養の退治を考える」

- (1) 扶養照会の問題点
- (2) 生駒市引取扶養見込保護廃止等事件
- (3) 桐生市の違法な運用について

などを予定

第二分科会 加算「精神障害者の障害者加算を考える」

- (1) 鹿児島市・加算漏れ事件勝利裁決
- (2) 秋田県内での63条返還請求事件
- (3) 名古屋市加算漏れ事件
- (4) 生駒市手帳失効後63条返還事件

などを予定

16:00 終了予定

6 問い合わせ先

- 全国生活保護裁判連絡会事務局

〒604-0883 京都市中京区間之町通夷川上る楠町601番地3楠町ビル3階（つくし法律事務所内）
TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp